

**石 狩 市**

**新型インフルエンザ等対策行動計画**

**平成28年3月  
(令和8年3月改定)**

**北海道石狩市**

# はじめに

## 1 作成の趣旨

新型インフルエンザ<sup>(1)</sup>は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス<sup>(2)</sup>と抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型ウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック<sup>(3)</sup>）となり、大きな健康被害及びこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症<sup>(4)</sup>のうち、感染力が強いものについては、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きくなる可能性もある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとされている。さらに、近年の新型コロナウイルス感染症<sup>(5)</sup>（以下「新型コロナ」という。）の世界的流行は、感染症が医療提供体制のみならず、市民生活、地域経済、行政サービス等に幅広い影響を及ぼし得ることを示したところであり、平時からの備えの充実と発生時の適確かつ迅速な対応が重要である。

そこで国では、新型インフルエンザや新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関<sup>(6)</sup>、事業所等の責務等を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしている。

市は、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた態勢を整備するため、石狩市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定する。

## 2 内容・位置付け

本計画は、特措法第8条に基づき、市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）及び北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「道行動計画」という。）に基づく市行動計画に位置付けられるものである。

また、病原性<sup>(7)</sup>の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

## 3 対象とする疾患

市行動計画の対象とする新型インフルエンザ等は、政府行動計画及び道行動計画と同様に、以下のとおりとする。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

#### 4 見直し

市は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見及び新型インフルエンザ等対策に係る検証結果等を踏まえ、市行動計画を見直すものとする。

また、政府行動計画及び道行動計画が見直された場合は、必要に応じて見直しを適時行うものとする。

# 目 次

## 第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な考え方	1
第1節 新型インフルエンザ等の特徴	1
第2節 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略	1
第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	2
第4節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	3
第5節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
第6節 対策推進のための役割分担	7
第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点	10
第1節 市行動計画における対策項目	10
第3章 市町村行動計画の実効性確保等	14
第1節 市町村行動計画の実行確保	14
第2節 市町村行動計画等	14

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制	15
第1節 準備期	15
第2節 初動期	15
第3節 対応期	16
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	17
第1節 準備期	17
第2節 初動期	17
第3節 対応期	17
第3章 まん延防止	19
第1節 準備期	19
第2節 初動期	19
第3節 対応期	19
第4章 ワクチン	21
第1節 準備期	21
第2節 初動期	22
第3節 対応期	24
第5章 保健	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	27
第3節 対応期	27
第6章 物資	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	28

第3節 対応期.....	28
第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保.....	29
第1節 準備期.....	29
第2節 初動期.....	29
第3節 対応期.....	30
【用語解説】.....	33

# 第1部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

## 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的と基本的な考え方

### 第1節 新型インフルエンザ等の特徴

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の特徴として、以下のように示している。

#### 1 発生の予測や阻止が困難であること

- ・ グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれが大きくなっている。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。

#### 2 国民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となる恐れがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

以上を踏まえ、新型インフルエンザ等対策は、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて、必要な対策を講じていく必要がある。

### 第2節 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略

#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・ 感染拡大を抑制して流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備及びワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時における患者数を可能な限り抑え、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制の対応可能な範囲を超えないようにし、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数及び死亡者数を減らす。

#### 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、状況に応じて対策を適切に切り替えることにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 地域での感染拡大防止策等を実施し、患者数及び欠勤者数を減らす。
- ・ 業務継続計画（BCP）の策定及び運用等により、医療の提供並びに市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 第3節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

#### 1 考え方

- ・ 新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、また、過去の新型インフルエンザ及び新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクとなりかねない。
- ・ 市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、様々な病原性、発生段階及び状況変化等にも対応できるよう、対策の選択肢を示すものとする。
- ・ 国においては、科学的知見及び諸外国の対策も踏まえ、我が国の地理的条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせたバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収束するまでの各段階に応じて、次の点を柱とする一連の流れの持った戦略を確立することとしている。
- ・ 道においては、国の基本的対処方針<sup>(8)</sup>を受けて、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「道行動計画」という。）を基に新型インフルエンザ等対策に係る政策決定を行うこととしており、市は、道の政策決定を踏まえつつ、市行動計画に基づき必要な新型インフルエンザ等対策を行うこととする。
- ・ 各発生段階は、国内外における新型インフルエンザ等の情報を探知するまでの「準備期」から、国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまでの「初動期」、基本的対処方針が実行されて以降の「対応期」の3つに分類する。

#### 2 発生段階に応じた対応

発生段階	対 応
準備期	発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬 <sup>(9)</sup> 等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、市及び企業における事業継続計画等の策定、市民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検及び改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前準備を周到に行っておく。
初動期	新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対応期	国内や道内における発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期には、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛及び当該者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討を行う。病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を実施し、感染拡大のスピードを可能な限り抑制することを目的とした各般の対策を講ずる。

<p><b>対応期</b></p>	<p>国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期には、市は、道、保健所設置市、国、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の確保並びに市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まる中、状況が変化することにより対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。このため、あらかじめ想定したとおりに進まない場合があることを踏まえ、社会の状況を適確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。</p> <p>ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制及び医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況変化に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
-------------------	--

### 3 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・ 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチン及び抗インフルエンザウイルス薬等を含む医療対応を組み合わせる総合的に実施する。
- ・ 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むとともに、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。
- ・ 事業者における従業員の罹患等により、一定期間、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることを踏まえ、当該状況について市民に理解を得るよう呼びかけることも必要である。

### 4 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

- ・ 事業者及び市民一人ひとりが、感染予防・感染拡大防止のための適切な行動を実践するとともに、食料品及び生活必需品等の備蓄の準備を行うことが必要である。
- ・ 日頃からの手洗い、うがい、マスク着用等の季節性インフルエンザに対する基本的な対策の徹底が重要である。
- ・ 特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い新興感染症等<sup>(10)</sup>が発生した場合は、公衆衛生対策が一層重要である。

## 第4節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

### 1 有事のシナリオの考え方等

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等に限らず、その他の呼吸器感染症も念頭に置き、中長期的に複数の感染の波が生じる可能性も想定し、幅広い状況に対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえ、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に

応じた対策等についても考慮する。

- ② 病原体に関する知見が限られている発生初期においては、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状把握、検査体制・医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の進展、並びに社会経済等の状況に応じ、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性・感染性の変化、これらに伴う感染拡大の繰り返し、並びに対策の長期化も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等<sup>(11)</sup>）について、リスク評価の大括りの分類を設け、各ケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第2部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において具体的な対策内容を記載する。

新型インフルエンザ等対策の各項目は、予防や準備等の事前準備に関する部分（準備期）と、発生後の対応に関する部分（初動期及び対応期）に大別した構成とする。

## 2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述1の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機<sup>(12)</sup>の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう、以下のとおり区分して有事のシナリオを想定する。あわせて、各時期における対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

### ○ 初動期（A）

感染症の急速なまん延又はその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間において、感染症の特徴及び病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を把握しつつ、感染拡大のスピードを可能な限り抑制し、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴及び事態の推移に応じ、迅速かつ柔軟に対応する。

### ○ 対応期：封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下、「道対策本部」という。）の設置後、国内における新型インフルエンザ等の発生初期段階では、病原体の性状に関する知見が限られていることを踏まえ、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

### ○ 対応期：病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかとなる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保さ

れた医療提供体制で対応可能なレベルとなるよう感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

- 対応期：ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期  
ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。なお、病原体の変異により、対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。
- 対応期：特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期  
最終的に、ワクチン等による免疫の獲得が進むこと、又は病原体の変異により病原性や感染性等が低下することにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

上記の時期区分に基づく感染症危機対応の大きな流れを踏まえ、第2部「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において、各時期に必要な対策の選択肢を定める。

## 第5節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時及びその準備段階において、特措法その他の法令並びに市行動計画に基づき、国、道、指定（地方）公共機関等と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施できるよう万全を期す。この場合、次の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には、平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の取組により平時の備えの充実を図り、実践的な訓練を通じて迅速な初動体制の確立を可能とするとともに、情報収集・共有・分析の基盤となるDXの推進等に取り組む。

#### （1）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

- ・ 将来発生し得る新型インフルエンザ等に備え、発生時に実施すべき対策を関係者間で共有しつつ、その実施に必要な準備を行う。

#### （2）迅速な初動の体制整備

- ・ 未知の感染症が発生した場合や、新型インフルエンザ等が道内で発生した場合を含む様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応を開始できるよう体制整備を進める。

#### （3）関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

- ・ 感染症危機は発生し得るものであるとの認識を、感染症対策に携わる関係者や市民等に広く持ってもらおうよう普及啓発を行う。
- ・ 次の感染症危機への備えをより万全なものとするため、多様なシナリオ及び実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### **(4) ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え**

- ・ 有事の際に速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築及びリスクコミュニケーション等について、平時から取組を進める。

#### **(5) 国や道との連携等のためのDXの推進や人材育成等**

- ・ 国や道との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

### **2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え**

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえることに加え、適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、市は、国及び道と連携し、以下の取組により、対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護並びに市民生活及び社会経済活動への影響の最小化を図る。

#### **(1) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え**

- ・ 道は、科学的知見の集積による病原体の性状把握、検査体制及び医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及等の進展、並びに社会経済等の状況に応じ、適切なタイミングで柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応し、市は必要な協力を行う。

#### **(2) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有**

- ・ 市、国及び道は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、市民等の理解と協力が極めて重要であることを踏まえ、平時から、感染症及び感染症対策に関する基本的な知識について、子どもを含む様々な年代の市民等に対し、様々な機会を活用して普及する。
- ・ これらの取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有を行い、市民等が適切な判断と行動をとれるよう促す。
- ・ 特に、まん延防止等重点措置<sup>(13)</sup>や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等及び事業者の状況も踏まえ、対策の内容及びその科学的根拠を分かりやすく発信し、丁寧に説明する。

### **3 基本的人権の尊重**

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・ 道が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送等（特措法第54条）、特定物資の売渡しの要請等（特措法第55条）において、市民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。
- ・ 法令上の根拠があることを前提として、市民に対して十分に説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・ 感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等含む）に対する誹謗中傷等、新型インフルエンザ等に関する偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、患

者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があることから、感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けやすい社会的弱者への配慮に留意する。

#### **4 関係機関相互の連携協力の確保**

- ・ 石狩市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、政府対策本部、道対策本部、他市町村の対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・ 市対策本部長は、必要に応じて、道対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する所要の総合調整を行うよう要請する。

#### **5 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応**

- ・ 感染症危機において高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等で必要となる対応について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### **6 感染症危機下の災害対応**

- ・ 市は、国及び道と連携し、感染症危機下における災害対応についても想定した上で、平時から防災備蓄等を進め、市を中心に避難所施設の確保等を進めるとともに、道及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等に係る連携体制を整備する。
- ・ 感染症危機下で地震等の災害が発生した場合、市は、国及び道と連携し、発生地域における感染症対策の強化、自宅療養者等への情報共有、避難支援等を速やかに行う。

#### **7 記録の作成・保存**

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

### **第6節 対策推進のための役割分担**

新型インフルエンザ等対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととされている。

#### **1 国の役割**

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する

- ・ 国民や事業者等の理解を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## 2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### 【道】

- ・ 道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保及び感染拡大の抑制に関して適確な判断と対応に努める。
- ・ 平時において、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する。あわせて、民間検査機関又は医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養施設の対応能力について計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

### 【市】

- ・ 市は、新型インフルエンザ等が発生したとき、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を適確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・ 市民に対するワクチン接種、市民の生活支援及び新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援について、政府の基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施する。
- ・ 対策の実施に当たっては、道及び近隣市町村と緊密な連携を図る。

## 3 医療機関の役割

- ・ 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制確保のため、道と医療措置協定を締結し、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策及び必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における患者の診療体制を含む診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力することが求められる。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して患者の診療体制の強化を含む医療の提供に努めるものとする。

## 4 指定（地方）公共機関の役割

- ・ 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

## 5 登録事業者の役割

- ・登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。
- ・新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施及び重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

## 6 一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を実施する。
- ・国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが想定される。
- ・多数が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

## 7 市民の役割

- ・市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動など、対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様に、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備え、個人レベルにおいても、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況及び予防接種等の実施されている対策などに関する情報を得た上で、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

### 第1節 市行動計画における対策項目等

#### 1 市行動計画の主な対策項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること」を達成するため、以下の7分野ごとに対策を進める。

##### 【主要項目】

- ・ 実施体制
- ・ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ・ まん延防止
- ・ ワクチン
- ・ 保健
- ・ 物資
- ・ 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

##### (1) 実施体制

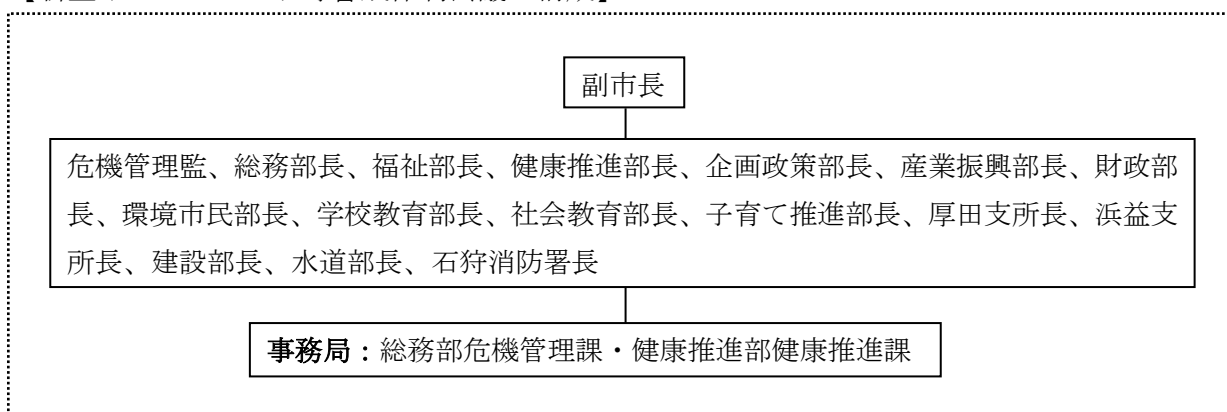
###### ① 考え方

- ・ 感染症危機は、市民の生命及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、市町村においても国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。
- ・ 国、道、他市町村、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

###### ② 全庁的な取組

- ・ 市内で新型インフルエンザ等が発生する前に、「新型インフルエンザ等警戒体制会議」（以下「警戒体制会議」という。）の枠組み等を通じて事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。
- ・ 総務部及び健康推進部をはじめとする関係部局においては、他市町村や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

##### 【新型インフルエンザ等警戒体制会議の構成】



###### ③ 石狩市新型インフルエンザ等対策本部（市対策本部）

政府により特措法に基づく緊急事態宣言<sup>(14)</sup>が行われた場合には、石狩市新型インフ

ルエンザ等対策本部を迅速に設置し、必要な措置を講じる。

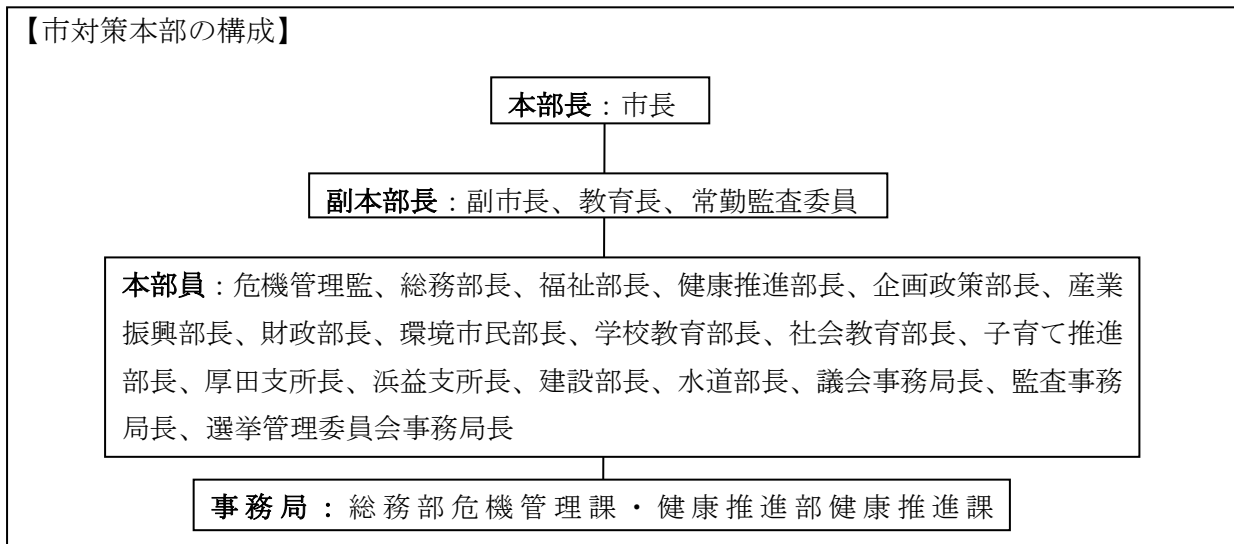
## ア 構成

- ・ 本部長：市長
- ・ 副本部長：副市長、教育長、常勤監査委員
- ・ 本部長員：各部長職
- ・ 事務局：総務部危機管理課・健康推進部健康推進課

## イ 所管事項

- ・ 新型インフルエンザ等発生動向の把握に関する事。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関する事。
- ・ 市内における新型インフルエンザ等の適切な医療体制の確保に関する事。
- ・ 市内発生時における社会機能維持に関する事。
- ・ 国や道、関係機関との連絡調整に関する事。
- ・ 市民に対する正確な情報の提供に関する事。
- ・ その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

### 【市対策本部の構成】



## (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 国家の危機管理に関わる重要な課題という共通理解の下に、国、道、他市町村、医療機関、事業者及び個人がそれぞれの役割を認識し、十分な情報に基づいて適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国や道、他市町村、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。
- ・ コミュニケーションは双方向のものであり、一方向の情報提供にとどまらず、情報共有及び情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。
- ・ 市民が情報を受け取る媒体や受け取り方は多様であることから、外国人や障害のある者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含む多様な媒体を活用して、理解しやすい内容を可能な限り迅速に情報提供する。
- ・ 誤った情報が出た場合には、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。
- ・ 市は、道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、市民が適切に判断・行動できるようにその時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に提供する。

### **(3) 予防・まん延防止**

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせることにより、体制整備を図るための時間を確保することに繋げる。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数等を減少させることにより、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収めることに繋げる。
- ・ 個人や地域、職場の対策及び予防接種などの複数の対策を組み合わせる行う。
- ・ まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

### **(4) ワクチン**

- ・ ワクチン接種により、個人の感染、発症及び重症化を防止することは、市民の健康を守ることにつながる。受診患者数の減少を通じて入院患者数や重症者数を抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることで、新型インフルエンザ等による健康被害及び市民経済活動への影響を最小限にとどめることが期待される。このため、市、国及び道は、医療機関、事業者及び関係団体等と連携し、平時から接種体制の具体化及び実施方法について準備を進める必要がある。

### **(5) 保健**

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、道及び保健所設置市は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有及びリスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解と協力を得ることが重要である。このため、市は、保健所が感染症有事体制に移行するに当たり、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

### **(6) 物資**

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合、全道的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の利用が急増することが見込まれる。感染症対策物資等が不足すると、検疫、医療及び検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康に影響が生じるおそれがあることから、物資不足による影響を防ぐことが重要である。このため、市は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を必要に応じて備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。

### **(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑えるため、市は、道、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法

に基づき、平時から十分な準備を行う。

- ・ 一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて国や道等と連携して働きかける。

### 3 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- ①人材育成
- ②道、国及び市町村の連携
- ③DXの推進

#### (1) 人材育成

- ・ 多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることから、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備える。
- ・ 災害対応等における全庁体制等の近接領域のノウハウや知見も活用し、必要な研修及び訓練を実施するとともに、人材育成を進める。
- ・ 地域の医療機関等においても、市や国、道、関係団体等による訓練や研修等を通じて、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

#### (2) 市、国及び道の連携

- ・ 新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、市、国及び道の連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。また、新型インフルエンザ等の発生時は市と道との連携が重要であることから、こうした広域的な連携について平時から積極的に取り組み、準備を進めることが重要である。

#### (3) DXの推進

- ・ 近年、取組が進みつつあるDXは、新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、関係者間でリアルタイムに情報共有することを可能とし、これにより業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発等に資するデータの利活用が促進し、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に資する可能性がある。
- ・ 国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定及び接種記録の管理等に係る予防接種事務のデジタル化・標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互、行政機関と医療機関等の間における情報収集・共有・分析の基盤を整備していくことが重要である。

## 第3章 市町村行動計画の実効性確保等

### 第1節 市行動計画の実効性確保等

#### 1 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

- ・ 市行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものとするための手段であり、政府行動計画及び道行動計画が改定された際には、市行動計画についても適宜必要な見直しを行い、改定後も継続して備えの体制を維持・向上させていくことが不可欠である。
- ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか予測できず、いつ発生してもおかしくないことから、自然災害等への備えと同様に、日頃から備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。
- ・ 医療機関や関係機関・団体、市民及び事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練、研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる。

#### 2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

- ・ 「訓練できないことは、実際もできない」との考え方は災害対応に限らず、新型インフルエンザ等への対応においても当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市、国及び道は、訓練の実施並びに訓練結果に基づく点検及び改善が関係機関において継続的に取り組まれるよう働き掛けを行う。

#### 3 定期的なフォローアップと必要な見直し

- ・ 国は、政府行動計画及び同計画のガイドライン等の関連文書について、毎年度、統括長を中心に定期的なフォローアップ及び取組状況の見える化を行うとしている。
- ・ 国は、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、道及び市においてもその見直しに伴い必要な対応を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理に係る実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を踏まえて政府行動計画等が見直されることから、道及び市の行動計画についても必要な見直しを行う。

### 第2節 市行動計画等

政府行動計画及び道行動計画の改定を踏まえ、市における新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、市は行動計画を見直すものとする。

道は、市の行動計画の見直しに当たり、市との連携を深める観点から、行動計画の充実資する情報の提供等を行うこととしており、市は、道から提供される情報を踏まえ、市における取組の充実を図るものとする。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 1 実践的な訓練の実施

市は、道行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

##### 2 市行動計画等の作成並びに体制の整備及び強化

- ・ 市は、市行動計画を作成し、又は変更する。市行動計画を作成し、又は変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に強化又は拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、又は変更する。
- ・ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の要請又は確保に努める。

##### 3 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ・ 市、国、道及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ・ 市、道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を通じて、連携体制を構築する。

#### 第2節 初動期

##### 1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ・ 政府対策本部が設置され、道が直ちに道対策本部を設置した場合、市は、必要に応じて、市対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ・ 市は、必要に応じて、第1節（準備期）－2を踏まえ、必要な人員体制を強化できるよう、全庁的な対応を進める。

##### 2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ・ 市は、機動的かつ効果的な対策を実施するため、国からの財政支援の下、必要な予算を迅速に確保し、対策を実施するとともに、必要に応じて、対策に要する経費に充てるために地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。<sup>(15)</sup>

## 第3節 対応期

### 1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後は、速やかに以下の実施体制をとる。

#### (1) 職員の派遣・応援への対応

- ・ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・ 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求める。

#### (2) 必要な財政上の措置

- ・ 市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### (3) 道による総合調整

- ・ 道は、道の区域に係る新型インフルエンザ等対策を適正かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、道及び関係市町村並びに関係指定公共機関が実施する道の区域に係る新型インフルエンザ等対策について総合調整を行う。
- ・ 道は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるときは、市、医療機関、感染症試験研究機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。
- ・ 市は、前2項の総合調整が行われるに当たり、必要に応じて、道に対して意見を申し出るものとする。

#### (4) 市対策本部の設置

- ・ 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。
- ・ 市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を適確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

#### (5) 市対策本部の廃止

- ・ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供及び共有

##### (1) 市における情報提供及び共有について

- 市は、準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供及び共有を行い、市による情報提供及び共有が有用な情報源として市民等に認知され、信頼されるよう向上に努めるとともに、コールセンター等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施できる体制整備を進める。

##### (2) 道と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

- 市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対する情報提供及び共有（きめ細かいリスクコミュニケーションを含む）並びに市民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けた場合は、必要な協力を行う。

##### (3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- 市は、国からの要請を受けた場合に備え、コールセンター等を設置する。

### 第2節 初動期

#### 1 情報提供・共有について

##### (1) 市における情報提供・共有について

- 市は、準備期に準備したリスクコミュニケーションの実施体制を強化し、市民に対し、必要な情報提供・共有並びにリスクコミュニケーションを行う。

##### (2) 道と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

- 市は、初動期に引き続き、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対する情報提供・共有（きめ細かいリスクコミュニケーションを含む）並びに市民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援等に関し、道からの要請を受けた場合は、必要な協力を行う。

##### (3) 双方向のコミュニケーションの実施

- 市は、国からの要請を受けた場合は、コールセンター等を設置する。

### 第3節 対応期

#### 1 情報提供・共有について

##### (1) 市における情報提供・共有について

- 市は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制を強化し、市民に対し、必要な情報提供・共有並びにリスクコミュニケーションを行う。

##### (2) 道と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

- 市は、初動期に引き続き、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対する情報提供・共有（きめ細かいリスクコミュニケーションを含む）並びに市民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援等

に関し、道からの要請を受けた場合は、必要な協力を行う。

### **(3) 双方向のコミュニケーションの実施**

- ・ 市は、国から要請を受けた場合は、コールセンター等を継続する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ・ 市及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合に、相談センターへ連絡し指示を仰ぐこと、感染拡大を防止するため不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等、有事における対応について、平時から理解の促進を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特定の地域における集団発生又は原因不明の感染症の発生時に迅速な対応ができるよう、市は、平時から道及び医療関係団体と連携を図る。

### 第2節 初動期

#### 1 国内でのまん延防止対策の準備

- ・ 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 1 患者や濃厚接触者<sup>(16)</sup>以外の住民に対する要請等

##### (1) 外出等に係る要請等

- ・ 道は、国から示される対策切替えの判断指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染が発生した施設又は不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高い場所等への外出自粛及び都道府県間の移動自粛の要請を行う。
- ・ 道は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛の要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅等から外出しないこと等の要請を行う。
- ・ 市は、事業者及び市民への周知等、必要な協力を行う。

##### (2) 基本的な感染対策に係る要請等

- ・ 道は、国と連携し、道民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染対策並びに時差出勤、テレワーク及びオンライン会議の活用等の取組を推奨し、必要に応じてその徹底を要請する。
- ・ 市は、事業者及び市民への周知等、必要な協力を行う。

#### 2 事業者及び学校等に対する要請

##### (1) 営業時間の変更及び休業の要請等

- ・ 道は、国から示される対策切替えの判断指標に基づき、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更を要請する。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理

者等」という。) に対し、必要な要請等を行う。

- ・ 市は、事業者及び市民への周知等、道に対し必要な協力を行う。

#### **(2) まん延の防止のための措置の要請**

- ・ 道は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象となる事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査の推奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。
- ・ 市は、事業者や市民への周知など、道に対し必要な協力を行う。

#### **(3) その他の事業者に対する要請**

- ・ 道は、国と連携し、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を推奨し、又は徹底することを求める。さらに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理及び受診の推奨、出勤が必要な者以外のテレワークの実施、子どもの通う学校等が臨時休業等を行った場合における保護者である従業員への配慮等について協力を要請する。
- ・ 市は、事業者や市民への周知など、道に対し必要な協力を行う。

#### **(4) 学級閉鎖及び休校等の要請**

- ・ 道は、国と連携し、感染状況及び病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校及び保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供及び共有を行う。
- ・ 道は、国と連携し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう、学校の設置者等に要請する。なお、一斉臨時休業の要請については、子ども及び保護者並びに社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討する。
- ・ 市は、小・中学校及び市民への周知等、必要な協力を行う。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1 ワクチンに関する情報の収集

- ・ 市は、国や道等と連携して、プレパンデミックワクチン<sup>(17)</sup>及びパンデミックワクチン<sup>(18)</sup>の研究開発並びに生産及び備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に活用する。

#### 2 ワクチンの供給体制

- ・ 市は、ワクチンを供給するに当たり、地域のワクチン配送事業者のシステムへの事前登録が必要となる可能性があることを踏まえ、当該事業者を随時把握する。
- ・ 市は、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要があることから、地域の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定される状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

#### 3 接種体制の構築

##### (1) 接種体制

- ・ 市は、接種に必要な人員、会場及び資材等を含めた接種体制を構築できるよう、平時から地域の医師会等の関係者との協力関係を構築する。

##### (2) 特定接種<sup>(19)</sup>

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員が所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。
- ・ 市は、国から要請を受けた場合は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種を実施できるよう接種体制を構築する。

##### (3) 住民接種<sup>(20)</sup>

- ・ 市は、平時から、次の（ア）から（ウ）までにより、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。
  - （ア）市は、国等の協力を得ながら、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
  - （イ）市は、接種を円滑に実施するため、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能とするよう取組を進める。
  - （ウ）市は、速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者及び学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制、接種場所並びに接種時期の周知及び予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## 4 情報提供・共有

### (1) 住民への対応

- ・ 市は、定期の予防接種について、被接種者及びその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問及び不安に関する情報を収集し、必要に応じてQ&A等を提供するなど、双方向の取組を推進する。

### (2) 市における対応

- ・ 市は、道の支援を得ながら、定期の予防接種の実施主体として、地域の医師会等の関係団体と連携し、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害救済及び市民への情報提供等を行う。

### (3) 衛生部局以外の分野との連携

- ・ 市の衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者並びに衛生部局以外の分野（具体的には市労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局等）との連携及び協力が重要であることから、その強化に努める。
- ・ 児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であることから、市の衛生部局は、市教育委員会等との連携を進め、必要に応じて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を活用し、予防接種に関する情報の周知について、市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

## 第2節 初動期

### 1 接種体制の構築

- ・ 市は、接種会場及び接種に携わる医療従事者等の確保等により、接種体制を構築する。

### 2 ワクチンの接種に必要な資材

- ・ 市は、準備期において必要と判断した資材を適切に確保する。

### 3 接種体制

#### (1) 特定接種

- ・ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市（接種体制を構築する主体）、国及び道は、地域の医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。
- ・ 市は、接種体制を構築する登録事業者に対し、医療従事者の確保に向けて地域の医師会等との調整が得られるよう、必要な支援を行う。

#### (2) 住民接種

- ・ 市は、目標とする接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳

に基づく人口、年齢等の情報及び接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数を把握し、接種の推奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資機材の確保に向けた調整を開始する。

- ・ 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理等を担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制を確保する。
- ・ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、必要人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等の外部委託が可能な業務については、積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ・ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は地域の医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。
- ・ 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と、接種実施医療機関の確保について協議する。あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種が可能な体制を確保するほか、必要に応じて、保健所・保健センター、学校等の公的施設など、医療機関以外の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等で接種を行うことについても協議する。
- ・ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市及び道の関係部局並びに地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ・ 医療機関以外に臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時会場を設ける場合は、ワクチン配送、予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等、予防接種事務のデジタル化が当該会場で実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するとともに、必要な設備整備等の手配を行う。
- ・ 医療機関等以外に臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可又は届出を行う。また、接種方法、会場数、開設時間枠の設定等により必要な医師数及び従事期間が異なることから、地域の実情に応じて必要な医療従事者数を算定する。
- ・ 接種会場における救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショック、けいれん等の重篤な副反応がみられた場合に応急治療ができるよう、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の救急処置用品及び薬剤を準備する。薬剤購入等については、あらかじめ地域の医師会等と協議の上、物品・薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう適切に管理する。さらに、重篤な副反応が発生した場合に、発症者の速やかな治療及び搬送に資するよう、会場内従事者の役割をあらかじめ確認するとともに、道、地域の医療関係者及び消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬

送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定し、関係者間で共有することにより、適切な連携体制を確保する。

- ・ 感染性産業廃棄物の保管場所（運搬までの一時保管）は、周囲に囲いを設けるとともに、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等、必要な措置を講じる。その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」の基準を順守する。また、廃棄物処理業者と、収集頻度や量等について十分に協議する。
- ・ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープ等により進行方向の流れを確保するほか、予診票の記入漏れの確認や予防接種の可否判断の場面において接種の流れが滞らないよう配慮する。また、会場は、被接種者が一定の間隔を確保できるよう十分な広さを確保するとともに、要配慮者への対応が可能となるよう準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 1 ワクチンや必要な資材の供給

- ・ 国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後は、ワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種希望者が集中しないよう、ワクチンの割当量を調整する。
- ・ 市は、国からの要請を受けて、国から市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じてワクチンの割当てを行う。
- ・ 市は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞り又は偏在等が生じた場合には、道を中心に関係者への聴取や調査等を行い、管内の在庫状況を含む偏在等を把握する。あわせて、特定の製品を指定して発注等を行うことが偏在の要因となる場合があることを踏まえ、他の製品の活用を含め、地域間の融通等により問題の解消を図る。

#### 2 接種体制

- ・ 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

##### (1) 特定接種

- ・ 国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合、市は国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### (2) 住民接種

市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、接種の実施を進める。

- ① 市は、接種状況等を踏まえ、接種実施会場の追加等を検討する。
- ② 市は、各会場において予診を適切に実施するとともに、医療従事者及び誘導等を担う

人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資機材等を確保する。

- ③ 発熱等の症状を呈しているなど予防接種を行うことが不適當な状態にある者については接種会場に赴かないよう、広報等により周知する。あわせて、接種会場における掲示等により注意喚起を行うなど、接種会場における感染対策を図る。
- ④ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者及び在宅医療を受療中の患者については、基本的に、当該者が勤務する又は当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関等での接種が困難な場合は、訪問による接種も検討する。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部局並びに地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### **(3) 接種に関する情報提供・共有**

- ① 市は、予約受付体制を構築して接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し接種に関する情報提供及び共有を行う。
- ② 市は、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該システムについて国が示す標準仕様に沿って準備を進める。
- ③ スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により、接種機会を逸することのないよう対応する。

### **(4) 接種体制の拡充**

- ・ 市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用し、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等のうち接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の関係部局及び地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### **(5) 接種記録の管理**

- ・ 国、道及び市は、地方公共団体において接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録を適切に管理する。

## **3 健康被害救済**

- ・ 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われる。特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は市が、審議結果に基づき給付を行う。
- ・ 住民接種の場合、接種場所が住所地以外であっても、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録して

いた市とする。

- ・ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者に情報提供を行い、申請を受け付ける。また、申請を行おうとする被接種者等からの相談等に適切に対応する。

#### 4 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告の方法、健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知及び共有を行う。

また、パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある。一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

##### (1) 特定接種に係る対応

- ・ 市は、接種の進捗状況、ワクチンの有効性及び安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

##### (2) 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種は、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - (ア) 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - (イ) ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - (ウ) ワクチンの有効性及び安全性に関する当初の情報が限られており、接種の実施と並行して情報収集・分析が進むため、知見が逐次更新される。
  - (エ) 平時の予防接種では実施していない接種体制をとることとなり、そのための混乱が生じ得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、次の点に留意する。
  - (ア) 接種の目的及び優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
  - (イ) ワクチンの有効性及び安全性に関する情報を可能な限り公開し、分かりやすく伝える。
  - (ウ) 接種の時期及び方法等、市民一人ひとりがどのように対応すべきかについて分かりやすく伝える。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1 江別保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅又は宿泊施設で療養する場合には、食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となる。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、平時から江別保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に対応できる体制を整備する。

### 第2節 初動期

#### 1 有事体制への移行準備

市は、江別保健所が感染症有事体制に移行するに当たり、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に対応するための連携体制を整備する。

### 第3節 対応期

#### 1 有事体制への移行

市は、江別保健所が感染症有事体制を確立するに当たり、道からの要請を受けて必要な協力を行う。

#### 2 主な対応業務の実施

##### （1）健康観察及び生活支援

- ・ 市は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行う。
- ・ 市は、道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等、当該患者又はその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、並びにパルスオキシメーター等の物品支給に必要な協力を行う。

##### （2）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 市は、道と連携し、感染拡大期において、新型インフルエンザ等に関する情報及び発生時にとるべき行動等について、市民等の理解が深まるよう分かりやすく情報提供及び共有を行う。情報提供に当たっては、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚又は聴覚等に障害のある者など、情報の受け手に応じた配慮を行い、道と連携し、理解しやすい内容及び方法により、感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行う。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 1 感染症対策物資等の準備等

- ・ 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
- ・ 上記の備蓄は、「災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条」の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ・ 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性がある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について、必要な備蓄を進める。

### 第2節 初動期

#### 1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ・ 市は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況等を確認する。

### 第3節 対応期

#### 1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ・ 市は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況等を確認する。

## 第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1 情報共有体制の整備

- 市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携及び庁内各部署間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 2 支援の実施に係る仕組みの整備

- 市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に係る行政手続、支援金等の給付又は交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備する。その際、高齢者、デジタル機器の利用に不慣れな者、外国人等を含め、支援対象者に迅速かつ網羅的に情報が届くよう留意する。

#### 3 物資及び資材の備蓄

- 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり必要となる食料品、生活必需品等を備蓄する。
- 上記の備蓄は、「災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第49条」の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- 市は、事業者及び市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスク、消毒薬等の衛生用品並びに食料品、生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 4 生活支援を要する者への支援等の準備

- 市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について道と連携し、要配慮者の把握を行うとともに、具体的な手続をあらかじめ整備する。

#### 5 火葬体制の構築

- 市は、地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等を把握し、必要な検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

### 第2節 初動期

#### 1 事業継続に向けた準備等の要請

- 道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性がある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状がみられる職員等に対する感染拡大防止に必要な対策等の準備を行うよう要請する。
- 道は、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備を行うよう要請する。市は、事業者及び市民への周知等、必要な協力を行う。

## 2 生活関連物資等の安定供給に関する住民等及び事業者への呼びかけ

- ・ 道は、道民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たって、消費者として適切な行動をとるよう呼び掛ける。あわせて、事業者に対し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。
- ・ 市は、事業者及び市民への周知等、必要な協力を行う。

## 3 遺体の火葬・安置

- ・ 市は、道を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が生じた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等を確保できるよう準備を行う。

# 第3節 対応期

## 1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

### (1) 心身への影響に関する施策

- ・ 市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等並びに新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

### (2) 生活支援を要する者への支援

- ・ 市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に対し、必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

### (3) 教育及び学びの継続に関する支援

- ・ 市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校施設の使用制限又は長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合には、子どもの学びの保障、基本的な生活習慣の維持、子どもの居場所の確保並びに保護者等への丁寧な説明等、必要な支援を行う。

### (4) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、国及び道と連携し、市民生活及び地域経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることを踏まえ、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視を行うとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対し、供給の確保及び便乗値上げの防止等を要請する。
- ・ 市は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向及び実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口及び情報収集窓口の充実を図る。
- ・ 市は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格高騰又は供給不足が生じ、又は生じ

るおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

- ・ 市は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）」、「国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）」その他の法令の規定に基づく措置等、適切な措置を講ずる。

#### **（５）埋葬・火葬の特例等**

- ・ 市は、道を通じた国からの要請を受けて、火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ・ 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。
- ・ 市は、道からの要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難であると判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ・ 市は、道を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を速やかに確保する。
- ・ 市は、遺体の保存作業に必要な人員等を確保する。
- ・ 臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合、市は、臨時遺体安置所の拡充について速やかに措置を講ずる。あわせて、道から火葬場の火葬能力に関する最新情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域及び期間において、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられる等の特例が設けられる。また、公衆衛生上の危害を防止するため特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

## **２ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応**

### **（１）事業者に対する支援**

- ・ 市は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、地域の実情及び公平性にも留意しつつ効果的に講ずる。

### **（２）住民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

- ・ 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエ

ンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

### **(3) 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援**

- ・ 市は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情等にも留意しながら、適切な支援を検討する。

## 【用語解説】

### (1) 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項第1号において、「新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」をいうとされている。

### (2) インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより、亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

### (3) パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### (4) 新感染症

感染症法第6条第9項において、「人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」をいう。

### (5) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）を病原体とする感染症であり、多様の症状と高い感染性を特徴とする。原因ウイルスである新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）は、コロナウイルス科ベータコロナウイルス属に属し、変異により感染性や抗原性が変化した様々な系統のウイルスが出現している。

### (6) 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関並びに医療、医薬品又は医療機器の製造・販売、電気やガス等の供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等の発生時に、国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策を適確に実施することが求められている。

（指定公共機関：特措法第2条第6項、指定地方公共機関：特措法第2条第7項）

## **(7) 病原性**

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度を示す意味で用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現である。

## **(8) 基本的対処方針**

特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

## **(9) 抗インフルエンザウイルス薬**

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することにより、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## **(10) 新興感染症**

かつて知られていなかった新たに認識された感染症で、局地的又は国際的に公衆衛生上問題となる感染症。

## **(11) 薬剤感受性**

感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

## **(12) 感染症危機**

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

## **(13) まん延防止等重点措置**

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合に、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

## **(14) 緊急事態宣言**

特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大

な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示する。

#### **(15) 特措法第70条の2第1項**

保健所設置市以外でも新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することができる。

#### **(16) 濃厚接触者**

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

#### **(17) プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、国では、H5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

#### **(18) パンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

#### **(19) 特定接種**

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して臨時に行う予防接種のこと。

#### **(20) 住民接種**

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

# 沿 革

平成28年 3月 策定  
令和 8年 3月 改定